

午後 1 時 00 分開議

火 爪 弘 子 委 員 の 質 疑 及 び 答 弁

井上副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

火爪委員。あなたの持ち時間は60分であります。

火爪委員 日本共産党の火爪弘子でございます。どうぞよろしく願いいたします。

まず、城端線・氷見線問題についてです。

今日の全国の赤字ローカル線の事態を招いた最大の原因は、公共交通の柱である鉄道を民間会社に丸投げした36年前の国鉄分割民営化にあります。あわせて、その体制にあっても、内部補助でローカル線を守ると約束したはずのJR各社が、ローカル線維持への公的企業としての責任を放棄してきたことにあると言わなければなりません。

2021年、JR西日本が内部補助の崩壊論を主張した際に、新田知事も8月、全国22道県知事とともに、同じ立場から国に対し対策を求める緊急提言を發してきたと思っております。

今年4月の地域公共交通活性化再生法改正の際に、我が党は、全国の赤字ローカル線は今後、路線、駅などの鉄道インフラを国が保有、管理し、運行はJRが行う上下分離方式とするよう提言をしてみました。政府は地方任せにするのではなく、国とJRの責任で全国の鉄道網を守るべきです。

こうした立場も踏まえながら、今回の県の再構築実施計画案について質問をしてみました。

まず、知事に2点伺います。

1点目は、第1回から第3回の城端線・氷見線再構築検討会までの間、僅か3か月、検討の進め方に大きな問題があるのではないかという点です。

確かに県は第2回再構築検討会の際、あいの風とやま鉄道の出席が提案されたときには、県東部の市町村を訪問して説明をし、了承を得たようであります。

ところが、肝心なあいの風とやま鉄道への経営移管という方針を決める際には、県東部の自治体や首長に何の説明もなく、意見を聞く場も持たれませんでした。ある市長さんは9月市議会で全く聞いていないと答弁されています。明確に反対を表明している町長さんもおられます。ましてや、各線の利用者や県民に対して説明し意見を求めたのかということでもあります。

地方自治体は県民が主役です。これまでどんなときにも県民説明会やパブリックコメント、またアンケートなどをやってきました。仮に直接の財政負担がなくとも、人材や技術者の確保をはじめ、あいの風とやま鉄道の経営への影響は今後避けられません。だから、知事も、当初はあいの風とやま鉄道のステークホルダーの意見を聞く必要があるとの発言をされたのではなかったのでしょうか。

決定とする前に県民の意見を聞いたのか、知事の見解を伺います。

新田知事 城端線・氷見線問題と言われましたが、私は別に問題と思いませんので、これは前向きなとてもよい話だと理解しています。

その再構築実施計画ですが、計画の重要な項目である一つは、事業主体の変更による沿線市以外の財政負担、また、あいの風とやま鉄道の要員確保や移管に伴う整備について、ステークホルダーであ

る沿線市以外の全ての市町村長に対して説明を行い、意見を伺っています。それから、もちろんあいの風とやま鉄道の株主、それから取締役などにも説明をしています。

具体的には、議論が本格化した第2回検討会——これは、第1回目は7月30日、第2回目は9月6日——その前、そして第3回検討会——これは10月23日ですが——この前にも、それぞれ県と沿線4市長から丁寧に説明をしてきました。

計画の策定そのものに反対はなく進めてきているわけですが、今後も財政負担の懸念を抱かれることのないようにしっかりと対応してまいりたいと考えています。

県民の皆さんの意見ということですが、この再構築検討会を全て公開で実施しております。資料や議事録も県のホームページで公開して、正確に情報が伝わる形で進めてきております。

さらに、県民の皆さんの求めに応じて職員を派遣し、検討の経過や現状を説明し、意見交換もしてきております。

また、今、私はこの県議会で御説明しておりますが、4市長さんは、それぞれの市の議会でもしっかりと説明しておられることと思っております。

そして、今、並行して進めております地域交通戦略会議ですが、この議論では、地域交通サービスを公共サービスとして自らの地域に対する投資へとかじを切ることを申し合わせており、今議会をはじめ、これも丁寧に説明をしてきているつもりでございます。

県ではこれまでも、富山地方鉄道やあいの風とやま鉄道の安全性、快適性向上の取組に対し、沿線市町村とともに、公共交通を自分事として、いわゆるマイレール意識を持って負担し、支援をしており

ます。

県としましては、引き続きマイルール意識の醸成に努めて、持続可能な路線の実現に向けて取り組んでまいります。

7月30日の第1回目からこれで4か月余りがたっているわけであり、これを短いと言われるのかどうか。もちろん、この会議と会議の間には様々な打合せや、あるいは交渉もしております。それで、各回の会議、検討会に臨んでいるということでありまして、大変に密度の濃い4か月だということにはぜひ御理解いただきたいと思っております。

火爪委員 知事の認識と多くの東部の県民の認識とはかなり落差があるのではないかと、思って答弁を聞きました。

今の時点でも、自治体の東部の市長さんからは不安の声が上がっております。

9月市議会で、我が党の議員に対して、あいの風とやま鉄道の会議への参加については説明があったけれども、内容について説明を直接聞いていないという答弁が出ています。先日の市町村の会議でも一抹の不安を感じるという発言がありました。

ましてや、県主催で県民の意見を聞く県民説明会もやっていません。パブリックコメントもやっていません。公開しているからいいのではないかということではないと思うんです。県民の意見を聞くという姿勢がこの検討会の過程の中ではほとんどなかったと言ってもいいのではないかと、思っています。

私は、新田知事が「ワンチームとやま」連携推進本部会議を開催することを歓迎してきました。しかし、この段になって、県民が主人公、県民が主役という自治体の首長の運営の在り方として、姿勢

に疑問を、今後の施策についても大きな疑問を感じざるを得ませんでした。ぜひ改めて再検討いただきたいと思います。

次に進みます。

2点目は、J R 西日本の拠出金150億円が妥当なのか、どうして経営移管は10年後ではなくて5年後なのかということであります。

先月29日の第4回再構築検討会で、J R 西日本は、拠出金を社会資本整備総合交付金の制度上、出資が義務づけられた負担金も含めて150億円とし、あいの風とやま鉄道への経営移管時期は10年後ではなくて5年後、しかも、再構築実施計画の変更や延長があっても追加拠出はしないとしました。しかし、この後、資材の高騰や利用見込みの変動など何があるか分かりません。

大体、単年度赤字が10億8,900万円ですから、15年分しか赤字補填の金額が埋まらないではありませんか。50億円のレールの交換など施設の交換についても、本来、経営移管がなければJ Rが50億円使って出すべきお金ではないでしょうか。私は、社会資本整備総合交付金による分担金は別に負担をするのが筋だと考えます。

J R 西日本は、内部留保を2021年3月時点で7,417億円も抱えています。内部補助の破綻と崩壊と言いますけれども、コロナ後、利用者は回復しており、破綻論は成り立ちません。体力は十分だと思っています。

並行在来線、あいの風とやま鉄道をつくる时候にも、J R 西日本と大変厳しい交渉を石井知事はされました。そのときには県議会も知事を応援する決議を上げて、J R に対する要望、決議をもって私たちも超党派でJ R 西日本の本社に要請に行きました。

J R との厳しい交渉には、こういう県民を味方につける、議会で

議論して議会も後押しをする、そういうことが不可欠。そうでなければ、いい交渉結果は得られないのではないかと考えています。

今回も県民、世論の力も借りて、JR西日本と粘り強く再交渉すべきと考えます。知事の見解を伺います。

新田知事 まず、先ほどの質問に戻らせていただきます。ちょっと誤解があったようなので。

1回目の検討会が7月31日に開かれました。そして、その場で沿線の4市長さんから、あいの風とやま鉄道にもできるだけ早く入ってもらったらどうか、次から入ってもらったらどうかというお話があったので、私どもで2回目の前に、各市町村長さんはじめステークホルダーの皆さんに御説明に行きました。そのときは、おっしゃるように、あいの風とやま鉄道がこの検討会に参加をしますということの説明に行きました。中身についてはまだ何も決まっていないので、一切説明をしていません。そして、次の会、3回目の前には中身まで説明しました。そのことは御理解をいただきたいと思えます。

地域公共交通活性化再生法の改正法ですけども、再構築実施計画を策定し大臣の認定を受けた場合は、新たに社会資本整備総合交付金等の補助制度が活用できることになりました。

また、旅客輸送における大量輸送の特性が十分に発揮できない線区として、輸送密度が原則4,000人未満であれば、JR西日本はじめJR東日本、JR東海のほか大手民鉄の路線も、この法律で……

火爪委員 聞いてないことに答えないでください。時間がもったいないので、聞かれたことにだけ答えてください。

新田知事 いえいえ、なぜ今こういうことをスピード感を持ってやっ

ているかという話を、この法律を説明しないとなかなか。

火爪委員 時間がなくなります。

新田知事 それで、城端線・氷見線は2,000人台ですので、まさにこの法律の対象になるということで、我々は取りかかっているわけがあります。

新型鉄道車両の導入後のおおむね5年後をめどに、事業主体をJR西日本からあいの風とやま鉄道に変更することについては、新型車両が整備でき次第、できるだけ早く運行本数を増加させるなどして、県民の利便性や満足度を上げることによって、より持続可能な路線にすることが望ましいと考えるためであります。

JR西日本からの拠出額ですが、総合的に勘案して精いっぱい判断をされたという説明がありましたが、私もそのように思っております。

検討会における地元の意向を踏まえて、施設整備費だけではなく、移管後の経営安定支援にも活用できる形での150億円の拠出という大きな決断をいただいたものと私は認識をしております。

また、この150億円で終わりというような言い方をされますが、そうではなく、JR西日本は城端線・氷見線が安全で持続可能な路線となるように、移管後の運営にも人的、技術的支援や観光面の協力をする意思を示されていると。これはこの計画にも書き込みます。

そうしたことから、事業主体の変更時期や拠出額について再折衝することは現状考えていません。

火爪委員 時間が短いので、知事に長々と答弁をされると困るんですが、1問目の質問に対して触れられました。

御存じのように、11月6日に県の担当部局から、我が党の呉西地

区議員団に質問状の回答をいただいています。その回答では、あいの風とやま鉄道に検討会への参加を求めることについては説明をして回ったと。基本的に了解をいただいたと。その後は、正式決定とされるまでに、説明をやっていないことになっているんですよ。

なお、あいの風とやま鉄道への移管については、1つの自治体から現在の路線の影響を懸念する意見をいただいております。どう説明をしたかという回答は全くありません。

きちんとした説明が、決定と報道されるまでなかったというのが私たちの認識であるし、県民に対しても、説明会やパブリックコメントや意見を聞く姿勢を示した対応がなされなかったことを改めて指摘しておきたいと思います。

交渉をする予定はないという知事の答弁についても大変遺憾に思います。JRとの交渉が甘いのではないか。改めて強く指摘をしておきたいと思います。

次に移ります。

11月23日に、高岡で開かれた学習会で、国会にも参考人招致された日本大学名誉教授の桜井徹さんが、「経営移管する場合はJR西の資本参加を求めることが必要。技術者、保線要員の確保、派遣などにも将来にわたって責任を持ってもらうべき」と提起をされています。

知事から、今、答弁がありましたように、JR西日本は協力すると言っています。協力するんです。責任を持つとは言っていません。今までのJR西日本の対応から見たら、協力するでは安心できないわけであります。

全国には、第三セクター会社にJRが資本参加している肥薩おれ

んじ鉄道など各事例もあります。ぜひＪＲ西日本に資本参加を求める交渉を行っていただきたいと思いますが、交通政策局長に伺います。

田中交通政策局長 今、委員からお話がありました資本参加の件ですが、検討会における議論も踏まえまして、資本参加といったさらなる金銭面の負担を求めるのではなく、移管後の安全、安定した輸送を行うために、不可欠な保線要員の確保など、技術的人的支援を求めています。ＪＲ西日本からは、安全で持続可能な路線となるよう、人的、技術的な面で協力していく旨の発言がありました。

資本参加については求めておりませんが、ＪＲ西日本からの資本参加のないあいの風とやま鉄道や富山ライトレールを見ましても、ＪＲ西日本の運営時とは異なり、地域に密着した鉄道会社として独自に地元のニーズを踏まえ、運行本数の増加、新駅の設置など、利便性、快適性の向上に積極的に取り組まれているところであります。こうした点からも、ＪＲ西日本に対して資本参加を求めることは考えておりません。

将来にわたり責任を持ってもらおうと、こんなお話がありましたけども、先般の検討会で、北陸新幹線と城端線が新高岡駅で接続していることから、ＪＲ西日本としても広域周遊観光を強力的に推進し、利用者増を目指すとの発言もあり、将来にわたって協力関係を築いていけるものと考えております。

火爪委員 次に、資産譲渡交渉について伺います。

桜井先生は、赤字の線路を引き継ぐ場合は、鉄道資産については収益還元法による計算が必要だと指摘をされております。路線収支がマイナス10億8,600万円の場合は約330億円を受け取る計算になる

と、具体的に指摘をされております。ぜひ参考にしたいものだと思います。

今後、資産譲渡の条件は交渉をしていく、経営移管前に交渉することですが、ぜひ情報開示をして、全体共有しながら交渉してほしいと思っています。今後どう取り組んでいくのか伺います。

田中交通政策局長 JR西日本の鉄道施設のあいの風とやま鉄道への譲渡については、事業主体の変更までに関係者間で協議することとしております。

今、委員から御紹介ありました収益還元法も一つの考え方だと思いますが、JR西日本の拠出額については、先ほど知事からも答弁しましたとおり、総合的に勘案して精いっぱい判断をされたものと考えております。このため、第4回検討会でお示しした実施計画案では、150億円の拠出金以外にJR西日本の負担は盛り込んでおりません。

城端線・氷見線の再構築に向けた取組は、国土交通大臣が先進的で意欲的な案と評価されております。また、JR西日本の長谷川社長も、これまでに例がないリーディングケースと述べられております。

本事業は全国から注目されており、これは国やJR西日本も同じお考えをお持ちだと思います。

県としましては、城端線・氷見線の取組が、全国のモデルとして、国やJR西日本の協力が最大限得られるようしっかり協議してまいります。

火爪委員 JRとの交渉がどんなに大変な交渉なのかということは、私たち県議会も、あいの風とやま鉄道をつくるときにずっと経験を

してまいりました。どうしてそんなにＪＲ西の肩を持つのかと不思議に思いながら、これまでの答弁を聞きました。

今回の再構築実施計画の取りまとめは、これまで述べてきたように、拙速というのは、城端線・氷見線の課題に取り組むのが早過ぎるという意味で拙速と言っているのでは決してありません。ＪＲとの交渉の在り方、県民との合意の取り方、そういうものが極めて不十分で拙速だと。そのまま結論を出してしまうのが拙速だと私は表現をしてまいりました。

私はぜひ知事と県当局の皆さんに、改めてＪＲ西日本との交渉を粘り強く行っていただきたいし、正式決定とする前に、東部の市町村の方々を含めて、多くの県民により情報開示をして、議論をして、意見を集約して決定をしていただきたいと思います。

今年中に国に申請をして、今年度中に認可を得なければ間に合わないという論調もありました。しかし、国の制度ですから、今年出しても来年出しても、それは利益に違いがあれば制度としておかしい話です。

そして、今、局長からお話がありました、全国に先駆けてこういう事例をつくっていくのならばおのこと、150億円で追加支出はしないということを前例にしてしまっているのでしょうか。前例をつくるならばもっと慎重に、ちゃんとしたいい計画になるように、もっと粘り強く取り組んでいただきたいというのが私たちの考えであります。

改めて知事に伺います。今回の再構築実施計画の取りまとめは、県民との合意形成という点でも、ＪＲ西日本との交渉という点でも、不十分、拙速と言わなければならないと考えます。改めて知事の答

弁を求めます。

新田知事 城端線・氷見線については、沿線4市を中心に、交通事業者はもとより、経済団体あるいは自治会、駅の利用促進団体など、幅広い関係者で構成する城端・氷見線活性化推進協議会を昭和62年10月に設置し、法定の地域公共交通計画を策定するなど、関係者が連携協力して路線の活性化に取り組んでこられた結構長い歴史があります。

また、3年前、令和2年1月のJR西日本からの提案を受け、新しい交通体系の検討結果を踏まえて、再構築に関する国の支援制度活用に向けた実施計画策定の議論に至っていると捉えています。

この2020年6月からは、城端線・氷見線LRT化検討会という名前でありましたけども、やはり地元でしっかりと議論を積み重ねてこられたということは御理解をいただきたい。決してこの7月から始まった話ではないということは御理解いただきたいと思います。

再構築実施計画の国への申請時期ですが、いち早く実施計画の認定を得ることで、計画に定めた事業を実施するために必要な国の予算を確保できると私どもは考えております。

具体的に申し上げますと、今年度内に申請して認定が得られれば、再構築事業の費用負担を含めた事業スキームが担保されることになります。

一方、来年度以降に申請を行い、全国の他の地域と申請が重なってくる場合、国の予算総額の制約から、再構築実施計画に盛り込んでいる事業が計画どおりに実施できない可能性もあると考えております。

今トップを走っているんです。このまま行けば計画どおり認めら

れることを私は期待しております。

県としては、人口減少やマイカーの普及など、ローカル鉄道を取り巻く現下の厳しい状況を踏まえると、少しでも早く対策を講じて、県民の利便性や満足度を向上させ、持続可能な路線とする必要があると考えています。

J R西日本にも責任を持って関わっていただけると考えており、国の支援を得て、関係者とともに取り組んでまいります。

火爪委員 早ければいいというものではないと。1番目であろうと、2番目であろうと、3番目であろうと、県の制度は決まっているわけですから、中身が国の認可のテーマだというふうに、行政に関わるものですから、そう信じております。

城端線・氷見線L R T化検討会は前からやっていました。私はもちろん、突然ではないんだという御説明も今まで伺ってまいりました。

しかし、我が党の呉西地区の議員団が10月30日に質問状を出していろいろ伺いました。11月6日にちゃんと期日どおりの回答をいただきました。担当課は偉かったと思います。私たちがお願いした期日までに回答をいただきました。しかし、そこには計画の内容の数字は全部、これから協議と検討ということでありました。11月6日の時点であります。それから、第4回検討会で初めて数字が出てきた。

だから、J Rに経営移管するということも分からない、決められてない、提案されていない、数字も全く分からない時点で、東部の首長さんや県民の多くが意見を出そうと思ったって出せない。事実上、出せる期間はこんなに短かったということを私は改めて主張し

たいと思います。

先進事例をつくるならばJRの懐に入るのではなくて、先進事例をつくるなら県民としっかり力を込めて国にも物を言う、JRにも交渉する、県民的な世論も巻き起こす、こういう作業と一体でないと、将来にわたって持続可能ないい計画はできない。地方自治体というのは住民が主人公、マイレール意識というのはそうでなきゃ醸成できないんだということを改めて強く指摘しておきたいと思います。

次に移ります。

順番を変えたいと思います。カドミウムの汚染田の修復工事の質問を先に伺っておきたいと思います。農林水産部長、よろしく願いをいたします。

神通川流域カドミウム被害団体連絡協議会の皆さんが、2012年に完了したはずのカドミウム汚染田の復元工事の実施圃場で、地盤が緩み農業機械が沈んで耕作に支障を来す事態の解決を強く訴えておられます。県は2014年と2018年に調査を実施し、2026年までの補修工事を進めてまいりました。

ところが、資材高騰などで経費が増額となり、2026年までの補修工事費の確保が危うい事態となっております。増額が必要となっております。また、2026年までの計画に入っていない箇所での不具合が次から次へと見つかり、2027年度以降の追加工事の実施もどうしても必要となっております。

どうしてこんな事態になったのか。もともと復元工事の不備による水田の沈下です。裁判後の協定に基づく工事の追加補修という性格の工事であるはずで、工事の完成検査に当たった県の責任は一

体どうなるのでしょうか。

県は、前回調査による2026年度までの工事の完了については、予算を増額し責任を持つべきだと思いますが、同時に追加調査を実施した上で、その後の補修工事の実施にも責任をしっかりと持つべきだと思います。農林水産部長の見解を伺います。

津田農林水産部長 県では、昭和54年度から平成23年度——予算を繰り越しまして24年度になりましたが——神通川流域におけるカドミウム汚染用地1,686ヘクタールのうち、公共施設用地等への転用面積を除いた863.1ヘクタールにつきまして、営農再開を目的に公害防除特別土地改良事業を実施しました。

一方で、工事の完了から一定の期間、10年程度が経過した復元田におきまして、経年変化が原因と見られる、ぬかるみや陥没等によりコンバイン等の農業機械が立ち往生するなど、農作業に支障を来す事象が見られたため、地元農家等の要望を踏まえ、県単事業として、平成15年度から、地耐力の確保や排水機能の強化等の補修工事を実施しております。

補修工事に当たりましては、これまで実施地域を複数回に分けて現地調査を行い、順次、期間を協議検討の上、対応してきておりまして、現行の計画ですが、平成26年度と30年度に調査した箇所工事につきまして令和8年度までに完了することとしております。

地元農家の方からは、今委員からお話がありましたが、近年の物価高騰等に伴い工事費が増嵩している中であっても、工事を予定どおり完了すること、そして、現在の対応箇所以外にも支障のある農地があるため、追加調査を実施するよう要望を受けております。

県としましては、現在、令和8年度までに現行計画が完了できる

よう、工事費の増額に向けて関係者と調整をしているところでございます。

また、補修箇所の追加調査につきましても真摯に対応したいと考えており、関係者と継続して協議してまいります。

火爪委員 追加工事の調査もしていただけるという答弁をいただきました。ありがとうございます。

あわせて、地元の皆さんが強く要望されているのは、この補修工事にかけている住民負担5.61%の解消であります。

汚染田の復元工事には住民負担はありませんでした。1972年の裁判での完全勝訴とその後の企業との協定に基づき、県議会でもかんかんがくがくの議論を行い、汚染原因企業の負担割合は39.39%と決められたわけであります。

ところが、2003年に補修工事が地域営農確立促進事業として始まった際に、なぜか住民負担5.61%が導入されました。そして、2020年から国補助が50%入ることになった際にも、この地元負担は解消されませんでした。なぜなのでしょう。

逆に汚染原因企業の負担39.39%が9.39%に軽減され、県の負担も40%から20%に下げられています。地元負担が解消されずに県の負担が半分になる。汚染原因企業の負担が3割も減らされる。このことに強い抗議の声が上がっています。

イタイイタイ病問題、そして汚染土壌の復元には県議会も深く関わってまいりました。この経過について、県議会の各会派にも報告は全くこの間ありませんでした。

この際、住民負担はなくすべきだというのが地元の強い願いであります。住民負担がなくならなければ、追加工事に手を挙げない農

業者がたくさん生まれる。放棄田がたくさん生まれる。耕作をしている人と持っている人が違う、地主が違っていると、耕作している人は、このままでは所有者が地元負担を拒否したので耕作できなくなるという強い要望の声を上げておられます。

どう取り組んでいくのか部長に伺います。

津田農林水産部長 この農地の復元工事でございますが、事業創設に当たって、平成13年度に地元の土地改良区からの要望を踏まえて、関係者間で議論を重ね、地元からの負担金のほか、原因企業であります三井金属鉱業——以下「企業」と言いますけれど——からも負担協力の形で進めてきたものでございます。

通常、土地改良事業は受益者である地元の方の負担があり、この補修工事につきましても、工事の完了から一定程度の期間が経過した補修工事であるということで、ほかの県単事業と同様に地元負担をいただいているものでございます。

補修工事は、令和2年度からは国庫補助事業を活用し、団体営事業として実施しております。これは、多くの要望に応えるために事業費を増やすということで、事業の進捗を図るためのものでございまして、御指摘のとおり、確かに企業や県の負担率は下がっておりますが、負担額そのものは、これまでとほぼ同額または増額となっております。

地元負担でございますけれど、これまでの補修工事との公平性の観点から、現行計画におきましては従来どおりお願いしたいと考えております。

御理解を得られるよう、引き続き地元の方とよく話し合っていきたいと思っております。

火爪委員 決して理解は得られないと思います。

地元の皆さんは、過去に遡って返してほしいということは言わないと。だけれども、今後、圃場を復元する上で地元負担がなくならなければ、地元の農業はめちゃめちゃになってしまうんだと。

部長は、県の割合は減ったけど、額は減ってないんだと言われましたが、地元の負担額も、率そのままですからどんどん増えていくわけですね。

経年変化によって起きたんだと部長は言われましたけど、分からないわけですよ。工事が原因だったという可能性のほうが私は高いと思います。経年変化が原因なので、そもそもの復元工事とは直接関係がないんだという論法は通用しないと思います。

ぜひ三井金属鉱業の協力も得るよう努力をしながら、県からも三井に働きかけてほしいし、地元の皆さんも三井に働きかけるとおっしゃっておられます。地元負担がなくなるように、県も最大限努力をしていただきたい。強く要望しておきたいと思います。ありがとうございました。

次に移ります。

戻って、環境問題について伺いたいと思います。

今年度から2年間の計画で、10年ぶりにレッドデータブックとやまの改訂作業が行われております。県内における絶滅のおそれのある野生生物の保全、ひいては県内の生物多様性と自然環境保全のための大切な基礎資料だと思っております。

しかし、今年度の検討委員会の開催が遅れたこともあって、文献調査及び野外調査の期間が9か月しか確保できないという事態になっております。各分野の作成委員の皆さんは別に仕事を持っておら

れる方々も多くて、事前によくこのスケジュールを周知していただかなければ対応できない。しかも9か月です。夏の期間の調査はできません。このままでは現地調査が十分行えないとの声が上がっています。

取組の意義と作業の現状について、まず生活環境文化部長に伺っておきたいと思います。

広島生活環境文化部長 県では、県内の希少な動植物の分布状況などを取りまとめましたレッドデータブックとやまの初版を平成14年度に、また平成24年に改訂を行いまして、これにつきましては、県内の希少な動植物の保護活動や県民の理解の促進、また開発行為に対する指導など幅広く活用してまいりました。

今回の改訂の目的は、前回改訂時から10年以上が経過し、状況に変化があると考えられますことから、現在の生息状況等を反映させたいというものでございます。

改訂に当たりましては、哺乳類、淡水魚類、鳥類など7つの分野ごとに有識者が文献調査、現地調査を行うワーキンググループ、及びワーキンググループの長などで構成される改訂全般について検討、決定します検討委員会の二層構造で行っております。

検討期間は今年度から2か年を予定し、この4月には事務局業務を担う事業者を選定する予定でございましたが、想定していましたが事業者との契約が成立せず、改めて委託先の検討や公募手続を行うこととなったため、当初5月に予定していた検討のキックオフとなります1回目の検討委員会の開催が9月となったところでございます。

その後の作業状況でございますが、各分野のワーキンググループ

が順次開催されておりまして、現在、ワーキンググループによる文献調査と現地調査が進められております。来年2月に第2回の検討委員会を開催する予定としているところでございます。

今後そのワーキンググループや検討委員会など改訂に関わる方々と、丁寧に協議しながら改訂作業を進める必要があると考えております。

火爪委員 予定より短くなったので、1年実地調査は取れなくなった。でも、もともと当初の計画に無理があったのではないかと考えています。

今まで2年でやってきたから2年だという説明なのでありますけれども、近県の取組を見てみました。石川県は2015年に策定委員会を設置し、5年間かけて改訂しています。福井県でも改訂に4年、野外調査、文献調査に3年程度かけております。富山県でも、少なくとも調査に3年程度はかけてほしいと、ぜひ資料価値の高いレッドデータブックとやまを作りたい、関係者からそういう要望の声が上がっております。

期間の延長も含めて、スケジュールの再検討を求めて答弁を求めます。

広島生活環境文化部長 まず、この検討体制ですけれども、各分野の有識者でありますワーキンググループ、検討委員会、合わせて62名で構成して、平成14年の初版時の27名、平成24年の改訂時の59名ということからしますと、一応体制を整えていると。

こうした体制を整備すること、また前回改訂作業に関わった方々にワーキンググループのリーダーに就任いただいていること、また過去2回の基礎データの蓄積があることから、前回の改訂時と比べ

ますと、1年短縮した約2年として今年度から作業に着手し、令和6年度末までとしたところでございます。

こうした中、先ほど申しましたとおり、事務局を担います事業者の決定に時間を要したため、当初計画から遅れが生じております。検討委員の方々からも、事業のスタートが遅れ、このままで実際に整った調査が完成するのか、2年計画での取りまとめは難しくなったのではないかと、半年程度事業を延ばすことができれば中身も違ってくるのではないかとというような意見が出ているところでございます。

2月に開催予定の第2回検討委員会では、各分野のワーキンググループの検討の進捗状況も報告される予定でございます。改めて各委員の意見も伺いたいと考えております。その場での議論、改訂作業の進捗も含めまして、改訂作業にかかる期間についても検討したいと。それで成果につなげてまいりたいと考えております。

火爪委員 ありがとうございます。ぜひしっかりよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に移ります。

遅まきながら、私も日本共産党呉西地区議員団の皆さんと一緒に、岐阜県高山市庄川町六厩地区で計画されている産業廃棄物最終処分場予定地を視察してまいりました。まさに庄川最上流の水源地そのものでした。

富山県立大学で教鞭を執られた環境水質学、上下水道工学の専門家からも、水道の浄水場で処理できるのは河川水の濁りと細菌であり、水に溶け込んだ重金属などは処理できず、体内や土壤に沈殿しかねないとの御指摘をいただきました。

その先生は、少なくとも水道水源に産廃処分場は建設すべきでは

ないと明確に述べられました。県西部4市35万人のまさに水道水源です。

そこで、まず、県西部水道水供給事業で庄川の水源を使って水道水を供給する責任者である企業局長に、水道水源に産廃処分場を造るというこの計画についての見解を伺います。

籠浦企業局長 庄川を水源とする企業局の和田川浄水場でございます。

河川水に含まれる汚濁を除去し、消毒を行って水質検査をした上で、水道法による水質基準に適合する水道水として、常に必要な量を受水団体に提供しております。

水道用水は、当たり前のお話ですけれども、安全であることが必要。それから、生活用水として使うことに支障があってはならないということがございますので、水質の安全の確保については水道水の供給事業者としての責務と考えております。

御質問のありました産業廃棄物の最終処分場につきましては、岐阜県のほうにおきまして県の条例、それから関係の法令に基づいて適切に審査手続が進められるものと考えております。例えば、最終処分場の排水を河川に流す際は、環境省令に定める排水基準に適合させる必要があります。これをクリアできるような設備、機能を整えることも含めて審査されるものと受け止めております。

また、一般論にはなりますが、河川水に含まれる成分の中には、カドミウムや鉛、そういう重金属が含まれている可能性もございます。ただ、それにつきましても、通常は浄水場の沈殿とろ過の処理で、水質基準を満たすレベルの濃度までの処理は可能と考えております。

とはいえ、企業局は水道水を供給する立場でございますので、

今回御質問のあった案件に限らず、水道水源近隣での事業活動が、いろいろ行われております。そういうところに対しては、常に関心を持って動向を注視しながら、安全な水の供給を続けてまいりたいというふうに考えております。

火爪委員 この産廃施設に埋められる計画の中には、環境基準のない重金属も含まれております。そういうものが沈殿すると大変なことになる。しかも、災害が起きた場合には、それがまともに富山県に流れてくるということで、私は国に対して、水道水源への産廃施設の建設について規制をするルールを求めるべきだと思います。

産廃施設は必要です。必要だから、どこか場所を探さなければいけない。しかし、これだけの水源地に造るということについては、規制ができるようにすべきだと、国に対して声を上げていかなければいけないと思っています。

そこで知事に伺っておきます。

私は心配になって、高山市で対策協議会の会長さんや我が党の県会議員とも懇談をしてまいりました。感じたのは、高山市の市長さんも含めて地元は反対をしているけれども、高山市というのは県境のごくごく一部の地域であって、岐阜県議会ではこれはさほど問題になっていないということでありました。

私は、岐阜県にとってよりも富山県にとってのほうが影響が大きい、庄川の下流である富山県こそが声を上げなければならないと強く感じてきたわけであります。

六厩川周辺には多くの活断層も走っています。大規模災害も覚悟しなければなりません。

そこで、今、直接該当にはならないのかもしれないけれども、廃

棄物処理法というのは、産廃施設の設置者に対して利害関係を有する者の意見提出の権利を認めています。たとえ県境を挟んでいても、間違いなく富山県は利害関係者です。富山県として、岐阜県にこれまでよりもより明確な意思表示をすべきだと考えますが、知事の見解を伺います。

新田知事 高山市での最終処分場について、令和元年の10月に事業者から岐阜県に対して事業計画書が提出され、先月、その審査が終了したと伺っております。

今後の手続としては、同条例に基づく住民への周知計画書の提出と県の審査、岐阜県環境影響評価条例に基づく環境影響調査や住民説明会の開催など、住民との合意形成手続の実施、また、廃棄物処理法に基づく許可申請書の提出と県の審査など、専門家の意見も聞きながら、時間をかけ慎重に審査が進められるものと承知をしております。

これまでも機会を捉えて、岐阜県に対しては、事業計画の審査状況を確認し、条例や法に基づく適切な対応を要請してまいりました。また先月、処分場の建設計画に対して、県西部の農業、漁業、土地改良区などから成る協議会が設立されるなど、庄川流域で不安の声があることもしっかりと伝えてきております。

法律に基づく許可申請書の提出があった場合、当該施設の設置について利害関係を有する者は、生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができるのとされているのは、委員おっしゃるとおりです。

この利害関係者に関する明確な定めはないものの、施設の設置により、水質汚濁や騒音、悪臭など、生活環境への影響を及ぼすおそ

れのある周辺地域の住民や事業者などが該当するのではと考えられますが、これは最終的には岐阜県の判断と考えております。

県としては、今後も岐阜県における法令に基づく一連の手続の状況について適切に行われるように要請していきまるとともに、情報収集をしっかりと行ってまいります。

火爪委員 伺います。

利害関係者であるはずなので、富山県にも意見を言わせろと手を挙げることはできないのでしょうか。

新田知事 今までもそういうふうに意見は言い続けています。それから、沿川の不安も伝えています。ただ、利害関係者かどうかというのは岐阜県が判断されることです。

火爪委員 岐阜県に対して、富山県は利害関係者だと、庄川沿川の住民は利害関係者なので意見を提出させてほしいと、ぜひ声を上げて、求めていただきたいと要望しておきます。

では、次に移ります。

最後に、障害者福祉に関連して2問伺います。

先ほど障害者の差別解消に関わる法律と条例について質問もありました。私は、その中のごくごく一部ではありますが、手話言語条例に関連して伺っておきたいと思います。

2018年2月議会で手話言語条例が制定され、5年が経過いたしました。言語としての手話の普及と活用のために、障害当事者を関係団体と共に県や市町村が支援し、取組を進めてきたと思っています。

振り返ってみれば、知事の記者会見の際に手話通訳者がつくようになりました。手話通訳者の養成や派遣事業も進んできたものと思っています。今後、手話通訳者の役割はさらに大きくなると思っています。

います。

私は、これまで本会議の一般質問でも、まだまだお隣の石川県とは、手話通訳士や通訳者の育成や利活用、手話通訳者派遣事業における報酬などに関きがあることを具体的に指摘し、努力を求めてまいりました。少しですが、その際には報酬を引き上げていただきましたけれども、まだまだ開きがあると思っています。

新年度に向けまして、県内の障害者団体から処遇のさらなる改善を求める要望が寄せられております。どう取り組んでいくのか厚生部長に伺います。

有賀厚生部長 県内では、全ての市町村が手話通訳者等の派遣事業を実施する一方で、県においても障害者団体等が主催する行事など、市町村域を越えて手話通訳等を必要とする場合に、手話通訳者や要約筆記者を派遣しております。

手話通訳者等の報酬については、平成29年度に単価の見直しを行いまして、1時間当たり1,200円から1,500円に増額し、交通費の支給も行っています。

平成30年4月の富山県手話言語条例の施行を踏まえまして、通訳者等の役割の重要性がより認識され、手話通訳、要約筆記に対するニーズが今後もさらに高まることが考えられます。

単価の見直しに当たりましては、県聴覚障害者協会から、県と市町村で差が生じぬようにという要望もいただいております。このこともありますので、市町村や聴覚障害者協会など関係団体と協議を進めながら、手話施策推進協議会等での処遇改善についてしっかり検討していきたいと思っております。

火爪委員 ありがとうございました。

最後です。

富山県盲ろう者友の会という団体ができ、人数は少ないですが、活発に活動をしておられます。

県内の通訳・介助員派遣事業についての要望を富山県盲ろう者友の会からいただいております。2012年の厚生労働省の資料によれば、県内で目も不自由、耳も不自由という方、盲ろう者は147人となっております。しかし、その中で、通訳・介助員派遣事業に登録しておられる方は現在6人しかいないということでありました。

今、障害福祉計画の見直し時期でありますけれども、次期、第7期障害福祉計画素案を見ましても、この盲ろう者への支援はきちんと位置づけられておりました。通訳・介助員の研修を受けている方が98人はおられるという数字を見て、ちゃんと位置づけられているんだと改めて認識いたしました。

そこで、昨年12月、厚生環境委員会で質問をして取組をお願いしております。そのときに挙げたのは岐阜県。岐阜県では各家庭に制度案内をまず郵送して、返信があった方を訪問する盲ろう者掘り起こし研修事業に取り組んで成果を上げておられます。鳥取県では、単年度でありますけれども、県がコーディネーターを雇用し、家庭訪問を行う取組をし、成果を上げているということでありました。

昨年の質問に続いての質問になりますけれども、その後の取組を含めて今後どう取り組んでいくのか、部長の見解を伺います。

有賀厚生部長 盲ろう者が自立した生活や社会参加をするに当たって、コミュニケーションや情報収集、移動等に対する支援は必要不可欠でございます。

県では、盲ろう者に通訳や介助を行う支援員を派遣するとともに、

支援人材を養成する研修の開催に取り組んできました。

平成24年度に国が実施した盲ろう者に対する調査結果では、福祉サービスの利用状況について「ほとんどない」、「全くない」の回答割合が高く、その理由としては、「家族のサポート」や「自分でできる」ということが挙げられた一方で、「サービス利用の方法が分からない」や「知らない」といった実態が判明しまして、御指摘のとおり、本県においても同様の課題があると考えております。

このため、今年度は、通訳・介助員派遣事業のさらなる利用促進に向けまして、今おっしゃられた岐阜県や鳥取県の取組も参考にしまして、県聴覚障害者協会や盲ろう者友の会の御協力の下、障害者手帳情報を基に御本人や御家族等にパンフレット等を配付し、支援情報を届けた上で、御連絡いただいた方には、通訳・介助員と盲ろう者友の会のスタッフが訪問し、制度登録、利用を促すとともに、相談支援を行う取組を実施する予定でございます。

火爪委員 ありがとうございます。

引き続き期待をしておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

終わります。

井上副委員長 火爪委員の質疑は以上で終了しました。